

令和7年3月

生活保護法・中国残留邦人等支援法指定医療機関 各位

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課

(保護担当 TEL 075-251-1175)

令和7年4月生活保護基準等の改定について（お知らせ）

日ごろは、本市の生活保護行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、生活保護基準のうち、紙おむつ代等の改定が行われますので、お知らせいたします。

令和7年4月以降の紙おむつ代の基準額の取扱いにつきましては、以下のとおりとなりますので、請求事務に係る御担当者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、中国残留邦人等支援法による医療支援給付を受けている方につきましても同様の取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

生活保護及び中国残留邦人等支援給付における紙おむつ代基準（上限）額

令和7年3月まで		令和7年4月から
25,200円以内	⇒	26,100円以内

※上記金額は、1か月の上限です。一律に上限額が認められるものではありませんので、御留意ください。

裏面もあわせてご覧ください。